

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q 私は自動車メーカーに勤務しているサラリーマンですが、昨年株式投資を始めました。私の投資していた上場会社A社が資本の払い戻しを行ったというので、A社より分配金が入金されました。この場合に、今年の確定申告で留意すべき事項はありますか。私は、上記株式投資と会社からの給与以外、収入はほとんどなく、証券口座は特定口座（源泉徴収選択口座）で申告不要を選択しています。

A 平成18年5月1日から施行された会社法において、株主に対する金銭等の分配はすべて「剰余金の配当」として統一されました。これに伴い、平成18年度税制改正において、資本の払い戻し（資本剰余金を償還するとする剰余金の配当のうち、分割型分配によるものを除く）により交付を受ける金銭等の額（みなし配当を除く）については、株式等にかかる譲渡所得等の金額が20万円以下の場合に所得税の確定申告を必ず

要はありません。資本の払い戻しにより交付される金銭等の額のうち株式などの譲渡所得等の収入金額とみなされる金額については、特定口座における上場株式等の譲渡による収入金額には該当せず、すべて一般口座での株式等にかかる譲渡所得等の収入金額となります。一般口座での株式等にかかる譲渡所得等の収入金額とみなされる金額から控除する取得価額の計算は、以下の算式で算定します。

取得価額	①×②
①取得価額	①×②
②株式等にかかる譲渡所得等	④-①-①00万円
③上記のうち、みなし配当の金額	100万円
④株式等にかかる譲渡所得等の収入金額	①-③
⑤純資産減少割合	0
⑥取得価額	①×②
⑦株式等にかかる譲渡所得等	④-①-①00万円
⑧確定申告により納付するべきとなる所得税・住民税	⑤×10%（※）
⑨上場株式等を譲渡した場合の株式等にかかる譲渡所得等の課税の対象となります。	

なされることとなります。また、資本の払い戻しがあった場合には、当該特定口座における当該上場株式の取得価額の調整（減額）を行います。この取得価額の調整（減額）は、その譲渡損失については、上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除の対象となります。

は、その特定口座を開設している証券業者等が行いますので、投資家が行う必要はありません。具体的な計算例は以下の通りとなります。

特例（軽減税率）の対象となり、所得税は7%、住民税は3%となり、また、今後の税制改正によっては軽減税率が廃止されることもあり、必ずご確認ください。

月中平均掲載日一覧				
	東京、マザーズ	大阪、名古屋、ヘラクレス	東京外国銘柄、札幌、福岡	JASDAQ
2005年 1月	2005年03月29日	2005年04月12日	2005年04月12日	2005年04月05日
2月	2005年04月26日	2005年05月10日	2005年05月17日	2005年05月06日
3月	2005年05月24日	2005年06月14日	2005年06月21日	2005年06月07日
4月	2005年06月28日	2005年07月12日	2005年07月20日	2005年07月05日
5月	2005年07月26日	2005年08月09日	2005年08月16日	2005年08月02日
6月	2005年08月23日	2005年09月13日	2005年09月21日	2005年09月06日
7月	2005年09月27日	2005年10月12日	2005年10月18日	2005年10月04日
8月	2005年10月25日	2005年11月15日	2005年11月22日	2005年11月08日
9月	2005年11月29日	2005年12月11日	2005年12月20日	2005年12月06日
10月	2005年12月27日	2006年01月17日	2006年01月24日	2006年01月11日
11月	2006年01月31日	2006年02月14日	2006年02月21日	2006年02月07日
12月	2006年02月28日	2006年03月14日	2006年03月22日	2006年03月07日
2006年 1月	2006年03月28日	2006年04月11日	2006年04月18日	2006年04月04日
2月	2006年04月25日	2006年05月09日	2006年05月16日	2006年05月02日
3月	2006年05月23日	2006年06月13日	2006年06月20日	2006年06月06日
4月	2006年06月27日	2006年07月11日	2006年07月19日	2006年07月04日
5月	2006年07月25日	2006年08月15日	2006年08月22日	2006年08月08日
6月	2006年08月29日	2006年09月12日	2006年09月20日	2006年09月05日
7月	2006年09月26日	2006年10月11日	2006年10月17日	2006年10月03日
8月	2006年10月24日	2006年11月14日	2006年11月21日	2006年11月07日
9月	2006年11月28日	2006年12月12日	2006年12月19日	2006年12月05日
10月	2006年12月26日	2007年01月16日	2007年01月23日	2007年01月10日
11月	2007年01月30日	2007年02月14日	2007年02月20日	2007年02月06日
12月	2007年02月27日	2007年03月13日	2007年03月20日	2007年03月06日
2007年 1月	2007年03月28日	2007年04月11日	2007年04月18日	2007年04月04日
2月	2007年04月25日	2007年05月08日	2007年05月16日	2007年05月02日
3月	2007年05月23日	2007年06月13日	2007年06月20日	2007年06月06日
4月	2007年06月27日	2007年07月11日	2007年07月19日	2007年07月04日
5月	2007年07月25日	2007年08月15日	2007年08月22日	2007年08月08日
6月	2007年08月29日	2007年09月12日	2007年09月20日	2007年09月05日
7月	2007年09月27日	2007年10月11日	2007年10月17日	2007年10月03日
8月	2007年10月24日	2007年11月14日	2007年11月21日	2007年11月07日
9月	2007年11月28日	2007年12月12日	2007年12月19日	2007年12月05日
10月	2007年12月27日	2008年01月17日	2008年01月23日	2008年01月08日

*は掲載予定日です。予定日は変更となる場合があります。

小谷野幹雄（こやの・みきお）
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>